

各位

群馬労働局登録第198号
 一般社団法人 太田労働基準協会長
 館林労働基準協会長
 大泉労働基準協会長

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習の実施について

労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生法施行令第6条により、特定化学物質を製造又は取扱う作業又は四アルキル鉛、溶接ヒューム等の業務に係る作業は、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者の中から「作業主任者」を選任し、作業の指揮などを直接行わせなければなりません。この「技能講習」を次のとおり実施しますのでご案内致します。

記

1. 開催日時

	講習日	時間	会場
学科	12月3日(土)	8:00~15:40	太田市飯塚町87-1 一般社団法人 太田労働基準協会 2階講習室
	12月10日(土)	8:00~15:55	

※終了時刻は確認テスト等により多少前後致します。

2. 募集人員 80名 (定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。)

3. 申込方法 ①受講人数を電話等で協会へ連絡し、仮予約をお取りください。
 ②申込書に必要事項を記入・押印の上、下記のいずれかの方法でお申し込み下さい。
 (ア)申込書と受講料を当協会窓口へ持参。 (イ)申込書と受講料を現金書留で郵送。
 (ウ)申込書を郵送し、受講料を下記の指定口座へ振込む。(振込手数料は自己負担)
 (イ)と(ウ)の場合は、郵送する際に84円切手を貼った返信用封筒(受講券の送付用)を同封して下さい。尚、申込書はA5ではなくA4サイズでお願い致します。

※ 受講料は、講習日の1週間前までに支払いを済ませるようお願い致します。

※ 講習日の1週間前以降のキャンセルによる受講料の払い戻しは致しません。

※ 外国の方が受講される場合は「会社の就労証明」「語学力証明」「在留カードのコピー」が必要です。

振込先： 群馬銀行 太田支店 普通 2143059 一般社団法人 太田労働基準協会
 シヤ) オオタロウドウキジュンキョウカイ

4. 受講料 会員 12,650円 内訳 講習料 11,500円 (消費税 1,150円)
 テキスト代 無料
 非会員 14,630円 内訳 講習料 11,500円 (消費税 1,150円)
 テキスト代 1,800円 (消費税 180円)

※ 会員とは群馬県内の労働基準協会へ加入している会員です。

5. 申込先 一般社団法人 太田労働基準協会 TEL 0276-46-5774・FAX 0276-46-1544
 館林労働基準協会 TEL 0276-72-8890・FAX 0276-70-7622
 大泉労働基準協会 TEL 0276-63-6626・FAX 0276-63-6691

* 講習時はマスクの着用、体温測定、消毒の実施を行いますのでご協力をお願い致します。

